

近世かわた身分牢番頭の行刑役

——その18世紀段階について——

A Study of the Execution and the Deportation
by “Kawata Roban Kashira” during the 18th Century

藤本 清二郎

Seijiro FUJIMOTO

(和歌山大学教育学部歴史学教室)

2012年10月12日受理

はじめに

幕藩体制下において、掃除・牢番・行刑の諸業務は近世社会に不可欠であり、役＝領主御用として諸集団に課された。領内にかわた身分が存在する場合、彼らが従事する機会が多くあった。紀州藩(徳川家)の領主支配において掃除役と牢番役はそれぞれ異なった形で遂行されるが、二つの役負担はともにかわた身分を近世社会に取り込む梃子となり、かわた身分が近世社会で公的な位置を占めることに繋がった。実際、かわた身分の頭仲間集団に対して、上記二つの業務をはじめ、行刑役(斬首・追放等)および町廻り・召捕等の警察業務が課されていた。紀州徳川藩領における掃除役と牢番役に関して、制度の成立および展開等についてはすでに一定の解明を行った⁽²⁾。そこで本稿では、行刑役について検討する。その執行のしくみや時間的な変化は藩政の、またかわた身分の重要な検討課題である。本稿では18世紀前半期に絞り、18世紀段階を確認しようとするものである。

最近、安竹貴彦氏は紀州藩における刑法の体系、行刑構造について全面的に詳細に検討した論文を発表された。今日、史料上検討可能な個別の事例が網羅的に対象とされ、国律以前の刑の種類が整理され、紀州藩における生命刑執行における行刑の全体像が明らかとなった⁽³⁾。今の史料状況で、安竹氏の分析にさらに加える論点は少ないが、本稿ではこの成果に基づいて、刑執行業務に関わった牢番頭仲間＝個別集団の側から、刑執行に関しいくつかの論点を提示したい。

本稿では生命刑と追放刑を対象に、①行刑関連諸役(刑場準備、斬り役、追放等)にかわた身分の頭仲間がどう関わったか。②頭仲間＝個別集団内における分担等の運用形態はどのようなか。③頭仲間は町奉行の指揮下に配備されているが、行刑役負担の管轄系統はどのような原理で成り立っているのか。④それらは近世の18世紀段階、19世紀段階でどのように変化したか、⑤刑執行は身分体系(身分制)とどう関係づけられ、矛盾が存在したか等について検討する。注目点は刑執行の主体(責任)、準備担当者、執行者(切手)、指揮系統、牢番頭への

仕度(食事)等である。なお、利用する史料は牢番頭が代々記録してきた牢番頭家文書である。⁽⁴⁾

一 城下の刑場と切手

(一)刑場

城下の刑場は、城下からややはずれた南西の地、地獄谷と呼ばれる場所にあった。文政4年(1821)の絵図には、例えば第1図(写真)のように描かれている。和歌道の途中から西へはずれ、やや奥まった空間に位置した。ここは、刑場の三方が木に囲まれ、東側が開いているという特徴を読みとりうる。正徳5年(1715)10月に牢番頭から提出された願書の一部に「先年私共村ニ而斬罪者御座候節ハ御破損ノ狩屋御掛被成候、中興地獄谷へ場所替り候以後、村ニて被為遊候節ハ、雨降候へハ、土壇ノ仮上雨覆ハ、御切手衆ノ御人足請取、御掛被遊候義も御座候由ニ承及申候」とある(『日記』347頁)。ここが刑場となった「中興」がいつかは明示されていないが、第1表(後掲)に地獄谷の名が見えることから17世紀末には遡るであろう。おそらく、17世紀後半期に岡鳴村居住地が拡大し、かつ行刑業務が増大したため、刑場を同村から地獄谷へ移動させたのであろう。

地獄谷の刑場は周りにかなりの松木が繁っていた。延享4年(1747)12月25日に牢番頭の平八は「地獄谷御仕置もの場所ニ有之候松木三本」を「毎度御用之節差構ひニ被成、働諸事仕がたく御座候間、右之松木御伐被為成候而、私へ被為下置候様」にと町奉行所に願い出た。これに対して町奉行所はその主旨を理解したが、「御城下相廻り松木之儀ハ、外方ノ見込之ため御植置被成候品も有之に付、伐あらし候儀も成かたく候」と回答するとともに、「きり候而もかまひニ成不申所」か否かの見分を約束し、その後一本のみの伐採を許可した(『日記』692頁、703頁)。なお、文中「見込」とは外観のことである。

なお、城下東方の田井ノ瀬にも刑場があった。田井ノ瀬は城下の北東郊外にあり、伊勢街道(後に大和街道)が通過している。紀ノ川の左岸(南岸)にあり、城下・左



第1図 文政4年(1821)城下絵図の「刑場」

岸から小豆島に渡る直前の河原地である。渡し舟が置かれ、伊勢街道の一部を構成していた。⁽⁴⁾「太井之瀬」刑場(磔場、獄門首晒し場)はその河原地(推定)にあった。

ここで「城下」について説明しておこう。本稿では、城下町域内にある牢屋、城下町東部に隣接する「村」=岡嶋かわた村、城下町南西部外れにある刑場、さらに少し離れるが東部の在方領域にある三墓(埋葬・火葬)、本稿の刑場をも「城下」に含めている。これらは城下町域内にはないが、城下に不可欠な機能を果たす城下町のシステム設備であることから、これらをも「城下」に含めた。それらの配置を示したのが第2図である。城郭と武家・町人の屋敷地、寺地で構成される城下町は、その周辺の、線で繋がった諸施設によって成り立っており、これらが含まれる城下町世界を想定する必要がある。⁽⁶⁾

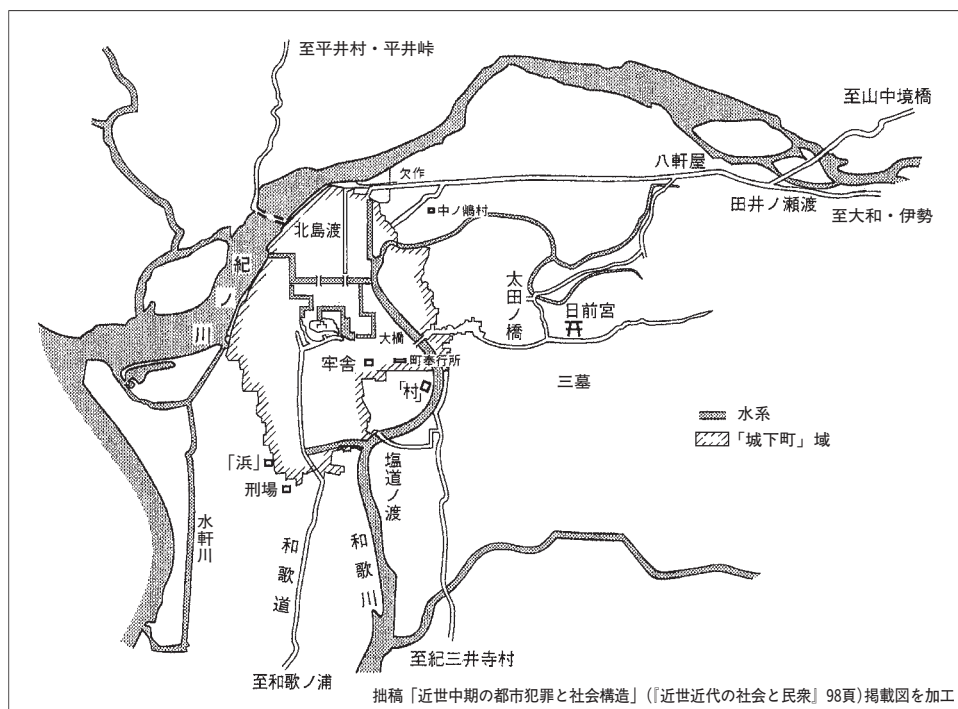
一方、これらを含む在方の領域は、奉行所(のち勘定奉行所)一郡奉行一大庄屋一庄屋の統治機構下にあった地域である。

さて、18世紀前半期における生命刑の処刑例を年代順に示したのが第1表(本稿182頁)である。この表中には打首、斬罪(ためし者)のほかに、一部獄門・磔が含まれている(火炙りは除く)。以下この表を手掛かりにして、頭仲間が関わった事例を検討しよう。

まず第1表を概観し、先行研究の成果により生命刑の種類について整理すると、生命刑には打首、斬罪、様(ため)し者、死刑、磔、獄門、火炙りがあり、史料に記された種類を第1表の「刑種」欄に整理しておいた。安竹氏の説明によれば、事例1・10・11などの打首は明確に斬罪・様し者と区別される刑罰で、絶命以外の遺体損壊(様し、様し斬り)を伴わないものと理解する。

ついで、事例2・3・8・9の様し者は例えば元禄12年(1699)「卯ノ二月廿六日□、那賀郡重行〔^(科=面)〕ためし物有之、切手吉右衛門、手伝代義兵衛・吉左衛門・長九郎参候、右ハ前日ニ参候而其所ニ泊り申候」(『日記』二頁、事例3)というように記されているが、後にこの事例をまとめて書き出した覚書(『日記』288頁)には、「那賀郡重行村斬罪者式人御座候節」というように、「斬罪」と認識されている。斬罪・様し者には二重性があるので表の刑種には並記した。「獄門」は二例(事例20・31)で、斬罪かつ獄門として処刑されている。これはまず刑場で斬罪として処刑され、その後場所を移動して首がさらされる二段階処刑である。

ついで、業務の地理的範囲、藩政における領域区分との関係についてみておく。事例5、7、13~16、



第2図 18C.前半期の和歌山「城下町世界」

18～22、24～27、29～39、41、42が城下の事例である。

(二)死刑執行過程

ついで、刑執行の通知、準備、執行という処刑の過程を検討しておこう。

まず、町奉行所から牢番頭に斬罪等の刑執行の指示がなされたのは、城下の場合、第1表のように大体二日前、急な場合は前日の晩ということもあった。例えば正徳5年(1715)事例22では、

一 南新内 三浦遠江守様御供小使長介子 清兵衛
未ノ十月晦日村ニて斬罪ニ被成候 右御用未ノ十月廿九日夜五つ時ニ被仰付候、明早朝村ニて有之由 急
 ニ被仰付候ニ付、夜中ニ砂并雨降続候故水ヲ汲、
 土だん掃除いたし候、

宮本惣介様 承甚之丞
 同夜四つ時ニ定七・甚之丞御召候而、唯今御用達
 中鳴次郎左衛門殿方、弥此通ニ降候而も致シ候、

というように、10月29日五ツ(午後8時頃)に早朝執行と夜中の土壇準備(刑執行の土盛)が指示され、四ツ時(晩10時頃)に雨天決行が確認された。しかし、実際は雨覆いの措置をめぐってやりとりがあり、夜八ツ時(夜中の2時頃)に、雨覆いを「未明」に受取に来よう指示があり、結局八ツ時(午後2時頃)に雨覆いを行って執行された。直接の指示は町奉行所であるが、指揮しているのは御用達である。⁽⁸⁾雨天の場合順延されることもあったが、刑執行は早期に強行された。行刑は領主権の実現であるという本質が如実に示されている。

寛保2年(1749)10月事例36の場合は次のようであった。

一同廿六日、(マ)西從御玄関御召被為成候而、今朝於三
 墓死刑之者有之候間、其方仲間方首打候へと被
 為仰付候故、左様之例無之由段々申上候へ共、
 急成御用ニ候間、先相勤候へと被為仰付候、

要点は、「今朝」の内に打首を行うようにとの命があったが、(最初の指示が26日の何時かは不詳であるが)あまりに急なことであったため牢番頭は「左様之例」はないとして拒否の意向を示した。町奉行所は「先相勤候へ」と指示したが、これに続く記録によると、翌27日の五ツ半時(午前9時頃)に執行されたことがわかる。

この処刑の指揮は御目付中であり、町奉行所も「急成御用」と認識していた。士分格の被処刑人は「百軒長屋」(士分の居住屋敷)から引き出されている。つまり牢屋には入れずに、処刑を急いだとみられる。

以上二例は、町奉行所以外の判断で処刑が急がれた例であるが、これらは刑執行自体が第一義的な目的で執行されている。

さて、執行日時が通知されると、牢番頭仲間の側では、まず土壇(死刑執行用盛土)築造等の準備に取りかかった。地獄谷の事例13、村での事例14を見ておこう。

事例13 宝永8年(1711)

一卯ノ七月廿六日早朝ニ、東ノ玄関方定七御召候

而、御ためし者之節、土だん杯拵候義ハ何方方承
 里候哉と、金沢林右衛門様御尋被成候故、御玄
 関其之外脇方承り義無御座候と申上ケ候、地獄
 谷ニ而小屋かゝり候哉、見セニ遣シ候へと被仰
 付、遣シ候へ共、いまだ懸り不申候と申上ケ候、
 (後略)

執行日の前日に、町奉行所の新任小頭金沢林右衛門は牢番頭定七に、斬罪・ためし執行の手順を尋ね、現地視察を希望したこと、「御玄関」=町奉行所の指示で土壇を拵えること、小屋が設置されることがわかる。小屋は立会の関係役人、切手等の席のことであろう。ちなみにこの記事の次に「同廿七日ニ、三人地獄谷ニ而斬罪者有之候」とある。

事例14 正徳3年(1716)6月

一同廿五日ニ、明後廿七日斬罪者方人村ニて有之、
 切手ハ大石楠右衛門被參候間、土だん(壇)拵候へと
 被為仰付候、

村で執行される場合にも土壇を設置するように町奉行所が指示を行った。また、「入用之物」調達を指示した。立石用右衛門は町奉行所役人である。

事例24 正徳6年

一、申ノ閏二月廿日、来ル廿二日、村ニ而斬罪者有
 之候、例之通入用之物相調候様ニと立石用右衛
 門様被仰付候、承り定七

「入用之物」の詳細は不明であるが、土壇用の砂、水桶と柄杓、水等であった。⁽⁹⁾この「入用之物」に処刑道具の刀は含まれない。処刑道具については次のようである。

事例21、正徳5年

一未ノ八月廿五日暮合過、牢舎武右衛門、但なま
 りを色銀ニ似せ候者、明後廿七日ニ斬罪被遊候、
 御道具御出し被成候故、御用達衆・御目付中御
 出被成候間、諸事念ヲ入候へと、東御玄関ニて
 在間七郎左衛門様被仰付候、承り甚之丞

「御道具」とは、後述の在方の事例12に「御道具三腰御出シ被成候」とあり、これが太刀であることは明確である。また事例23では「御道具被遣候」と表記されている。「御」をつけて「御道具」とよび、処刑で利用することを「御出し被成候」または「被遣候」と表記している。この表記から、太刀は藩主からの預かり物であり、その武器で成敗することから、処刑行為が領主権行使であることを看取することができる。それ故下線部のように、処刑には実行者牢番頭の監理者である町奉行ではなく、用達・目付が藩主代理として立ち会うものと観念されていた。このような藩主御道具(太刀)による処刑は公刑であり、藩主「御仕置」と位置付けられる。⁽¹⁰⁾

処刑の後始末は次のようである。すなわち、寛保2年(1742)の事例35では、6月22日、地獄谷で9人の処刑が行われたが、その後7月8日、押之衆(目付支配下)は頭

第1表 打首・斬罪一覧

No.	年	支	予告	執行	郡	処刑場所	被処刑人	刑種		藩士(切手)	頭(出勤、切手)	手当	
①	元禄8	1695	亥	7.27	日高	川辺	1人(坊主)	打首			定七	1貫文	
②	元禄12	1699	卯	2.26	那賀	重行	2人	様し物	斬罪		吉右衛門	1	
③	同		9.23	9.27	五条	土田	1人	様し物	斬罪		吉右衛門	1	
④	元禄13	1700	辰	12.1	12.11	日高	齒	1人	様し物		定七		
5	元禄15	1702	午	8.26	8.27	城下	地獄谷	2人	斬罪	田村達右衛門			
⑥	同		10.10	10.11	那賀	中三谷	2人(岡牢)	斬罪			吉右衛門	1	
7	元禄16	1703	未	3.25	城下	三墓	2人	討首			吉右衛門・定七		
⑧	同		6.26	7.01	日高	小松原	2人	様し者	斬罪	田村達右衛門	吉右衛門	1	
⑨	同		11.3	12.04	日高	印南	2人	様し者	斬罪		吉右衛門	1	
⑩	宝永3	1706	戌	12.27	那賀	九品寺	2人	打首			甚之丞・六太夫		
⑪	同		12.27		名草	田井	2人	打首			定七		
⑫	宝永7	1710	寅	8.25	8.27	名草	太井ノ瀬 はつけ場	1人(山口牢)	斬罪	様し者	田宮次郎右衛門他	甚之丞・吉右衛門	2
13	宝永8	1711	卯	7.26	7.27	城下	地獄谷	3人	様し者	斬罪	駒木根紋右衛門	打首：糸若・甚六・平六	
14	正徳3	1713	巳	6.29	6.29	城下	村	1人	斬罪	様し者	大石楠右衛門		
15	同		10.21	10.2	城下	地獄谷	1人	斬罪					
16	同		10.21	10.2	城下	牢屋	1人(土分家来)	討首					
17	正徳4	1714	午	2.27	2.29	城下	地獄谷	1人	斬罪			六太夫・宅右衛門	
18	同		2.28夜	2.29	那賀	粉川牢	1人	打首			平八	1	
19	同		5.26	5.29	城下	村	1人(土分中間)	斬罪					
20	同		9.26	9.27		村か	1人	斬罪					
21	正徳5	1715	未	2.09	2.11	城下	地獄谷	1人(本渡牢)	斬罪	獄門			
22	同		8.25暮	8.27	城下	地獄谷カ	1人(岡牢)	斬罪		田村辰右衛門	定七		
23	同		10.29夜	10.晦	城下	村	1人	斬罪	様し者		六太夫・武右衛門・甚之丞		
24	正徳6	1716	申	2.29	2.29	那賀	名手川原	1人(粉川牢)	様し者		吉右衛門		
25	同		②.20	②.22	城下	村	1人	斬罪		奥村長右衛門	生けさ切：吉右衛門		
26	同		3.28	3.29	城下	村	2人	斬罪		大石楠右衛門 奥村長右衛門			
27	享保2	1717	西	12.3	12.27	城下	村	1人(無宿)	死刑か				
28	享保3	1718	戌	8.27	8.27	城下	地獄谷	1人(土分家来)	斬罪				
29	享保13	1728	申	8.27	8.27	伊都	短野	1人	磔				
30	同		8.27	8.27	城下	地獄谷	2人	斬罪					
31	同		8.27	8.27	城下	牢屋	1人	打首					
32	同		8.27	8.27	城下	地獄谷	1人	斬罪か	獄門				
33	享保16	1731	亥	12.11	12.11		田井ノ瀬カ	2人	磔				
34	享保19	1734	寅	12.11	12.11	城下	村	1人	打首		吉右衛門		
35	元文4	1739	未	11.05	11.05	城下	村	1人	斬罪	切手衆?	甚六・甚四郎		
36	寛保2	1742	戌	6.22	6.22	城下	地獄谷	9人	斬罪		仲間15人		
37	同		10.26	10.27	城下	三墓	1人(百軒長屋團)	打首			吉右衛門		
38	寛延2	1749	巳	6.21	6.22	城下	村	1人	死刑		甚七		
39	同		6.21	6.22	城下	牢屋	1人	死刑			甚平		
40	同		6.21	6.22	城下	三墓	牢死者	仰渡し			糸若・定七		
41	同		7.01	7.03	那賀	竹房川原	1人(粉川牢)	斬罪			袈裟打：岡八・甚六	2	
42	寛延3	1750	午	9.27	9.27	城下	村	1人(無宿)	死刑		甚平		
43	同		9.27	9.27	城下	地獄谷	4人(無宿)	死刑		近藤九八郎・彦坂宮内			

予告・執行の○番号は閏月を示す。

岡島村は海士郡、三墓・地獄谷は名草郡であるが、城下の付属設備であるから城下とした。

「村」は牢番頭居村の岡嶋村

11・12、27・28の間は、史料自体に数ヶ年分の欠脱がある。

ためし物・御ためし・ためしもの・御ためし物・ためし者・御ためし者・様し者・御試者等の表記があるが、ここでは「様し者」に統一した。

12では、田宮次郎右衛門の他、田村辰右衛門・奥村長右衛門・後藤金兵衛

手伝・人足	手当	立会・同席	備考	頁
長九郎・吉左衛門 吉左衛門・善七 作右衛門・善七・作介 作右衛門・善七・作介 作介・善七 2人 2人	300文	郡奉行 藩主弟主税、御用達2名 御奉行組	宿は土田町。 宿は菌村百姓家。「御仕置もの」と表現。 岩橋より牢舎(盗人)。初め⑧.27執行予定を延期。 「此方ニハ切不申」。穢多家宿泊、刀指咎め、閉門。 聖家泊。刀指無用、後に許可。8・9の合計3貫文。	p.288
	300			p.2
	600			p.11
	900			p.42
	600?			p.74
400?	p.92			
2人				p.103
2人				p.288
八兵衛・善七・長四郎	900	郡奉行/御用達他多数	山口落合村出身(盗人)。府中組郷役人等が場所準備。 打首仲間順番あり。	p.172
善七 平兵衛 雨覆村人足12人等 八兵衛	300	郡奉行/御奉行組/大庄屋他 御奉行組/大庄屋 御用達/御目付 郡奉行/御奉行組 御徒目付 御徒目付/山田紋右衛門	支度西之芝村(かわた)と指定を拒否。後に銀10匁届く。 5.27予定、雨のため順延。 岡島では津波(高潮)のため勤め困難。 栗栖村出身無宿。獄門は栗栖村(田井ノ瀬か)で。 木下紋左衛門、用達中嶋次郎左衛門から指名。 路銀蔵ヨリ銀30目。惣代經由受領。 山田紋右衛門、用達峰谷七左衛門から指名。 岡嶋村出身。「御せいばい」と表記。	p.280
				p.281
				p.284
				p.301
				p.311
p.337				
p.346				
p.365				
p.368				
p.372				
p.411				
p.418				
雨覆村人足12人等 村人足30人 手下人足2人 手下彦助・左平	600	物頭組/押之衆/御徒歩目付 与力/役人/御目付/押之衆 郡奉行/御奉行組/大庄屋他 那賀郡奉行/大庄屋/庄屋 御用達/御目付	仲間三方(29・30・31)に分れ出勤。 広瀬通から田井ノ瀬へ引き。長吏・非人改ら5人召連。 引様は牢屋帳面。 銀12匁賃金受取。 仰渡し：1人は町奉行、1人は御目付、7人は在方支配。 衣類所持品扱い。非番不残。打首順番は甚介、交替。 仰渡し：与力、御役人。 仰渡し：御徒目付、押。 平八・吉右衛門付添。井坂かわた村庄屋家に泊。同村より20人。 藩主宗直四男勸解由上覧。仲間不残。	p.447
				p.447
				p.447
				p.447
				p.457
p.493				
p.615				
p.663				
p.664				
p.703				
p.703				
p.703				
p.704				
p.722				
p.722				

仲間の平六に対して、「ちこく谷ニ而先頃さん罪者有之、跡之土だん片付様、そ、う」、つまり「土に凸凹有之、尚又ちなどもこぼれ候由」であるので「今日中ニ直し候様ニ」と命じられた。平六は「村人足式人召つれ参、とくと仕候」と記録されている。処刑のあと土壇(盛土)は平地に均されること、血は土地に残さず全て土壇の土に吸収させることなど、刑場のルールが窺われる。

なお、事例39は埋葬された牢死者への刑の「仰渡」で、町奉行所役人がこれを行っている。記録されていないが、通例、城下の処刑については、刑執行に先立ち、町奉行所役人が牢屋で「仰渡」(刑執行宣言)行ったと推測される。町奉行所役人の処刑立会についても、(事例39以外は)牢番頭は町奉行所関係立合者の名を記録しておらず、同席していない可能性が高い。

最後に刑執行日についてみておこう。第1表によると、事例4、20、32、33、34、40の6例を除いて、以外はすべて月末に近い22日・27日・29日・晦日に執行されており、刑執行は下旬にといい通念が存在したのではないかと推測される。⁽¹¹⁾ ちなみに事例6も当初27日執行予定であった。

(三)切手

つぎに、切手について検討する。第1表に藩士の切手と牢番頭仲間の切手を書き出しておいた。藩士では田村達右衛門、田宮次郎右衛門、駒木根紋右衛門、大石楠右衛門、奥村長右衛門、近藤九八郎、彦坂宮内の名が見える。事例34では「切手衆」と記され、名前は不詳である。この内、駒木根紋右衛門(正武)は宝永6年8月「御鉄砲預り」となり、同8年にはその職にあったと見られる。近藤九八郎(後に近藤角兵衛良谷)は、元文2年(1737)2月「試者稽古精出稽古仕ニ付為雑用三人扶持」、寛保3年(1743)6月「御徒被召出、切米扶持方被下置」「試者有之節茂可罷出旨被仰付」とある。地位は低いが武術の腕が評価され、「試者」=様し者に使用されている。彦坂宮内は元文元年大番組に所属している。⁽¹²⁾ 近藤・彦坂は別の部署とみられるが、近藤はもとより、彦坂・駒木根も武術に優れ、試しに抜擢されたものと推測される。その他も同様であろう。

さて、藩士名の記された事例は、事例42「死刑」を除いて、全て斬罪で、事例13・事例14では様し者と明示されている。事例13では前述のように「三人地獄谷ニ而斬罪者有之候、但切手駒木根紋太夫様、御道具出申候」とある。駒木根は「御道具」によって「様し」を行った。事例14では前出の「切手ハ大石楠右衛門被参候」の記事の後に、「右様し者、雨天故相延候而、」云々と追記されている。すなわち大石が「様し」を行った。

このように藩士の切手は「様し」に従事しており、「様し者」との記載がない場合も「様し」を行ったと見てよいであろう。⁽¹³⁾

では牢番頭の出勤者は何に従事したのか。先述の事例13では「討首ニ三人ともいたし候」として頭仲間三人の出勤者(糸若他)に点付がなされている。彼らは「打首」に従事した。

事例24では「桜山太右衛門と申無宿者斬罪、切手奥村長右衛門殿、生けさ吉右衛門切申候」とあり、牢番頭の吉右衛門は「生けさ」(袈裟懸け)に切っている。奥村と吉右衛門の役割分担はどうであったか。絶命はどちらが担当したか。在方の事例40の斬罪では、藩士の切手は記されず、牢番頭の岡八・甚八が「袈裟打」とのみ記されている。「袈裟打」が絶命を担ったと考えられる。⁽¹⁴⁾ 事例24では吉右衛門が絶命に関与したのであろう。

しかし、正徳6年3月29日事例25では次のような記事があり、切手は藩士のみの場合があった。

(前略)定七御召候而、「前方ノ雨覆葎ずにて、切手迷惑仕候由、此度ハとまニ而ねん入可仕候由」宮本惣介様被仰付候へ共、当日(30日、引用注)天気能候故、雨覆ハ不仕候、

場御役人御歩目付衆

田所儀右衛門様・大井新五右衛門様、

押 曾右衛門殿・喜右衛門殿・伝七殿

切手 大石楠之右衛門様・奥村長右衛門殿

山田紋右衛門様ニモ御出被遊候、

文中宮本惣介は町奉行所小頭で、牢番頭定七に雨覆いの準備を命じている。「切手迷惑」前後の「」部は宮本の言であり(「」は引用者、原文にはない)、敬語の「御」は付けられていないが、「迷惑」の主語は定七等の牢番頭ではないであろう。定七は「葎ず」ではなく「とま」の雨覆いを準備する業務に従事するが、「切手」ではなかったようである。すなわち、この二人の斬罪処刑の切手は大石・奥村兩名と推測される。この他、寛延3年(1750)の事例42では藩士近藤・彦坂が出張して切手を勤めている。牢番頭仲間に関しては「此方仲間不残罷出、首尾能相つとめ申候」とあり、これは切手に関与しなかったと判断される。「首尾能」く勤めたのは諸準備と後かたづけであろう。

また、在方の事例であるが、日高郡での事例8の場合、次のように記されている。

日高郡小松原ニて当晦日ニためし者式人有之候而、切手ニ吉右衛門か貞七可参候、同手伝代三人都合四人前日ニ参着候へと被仰付候、(中略)、吉右衛門参候筈ニ極メ申候、同廿八日ニ罷立、七月二日ニ帰申候、右御用晦日相延七月朔日ニためし申候由、切手田村達右衛門被参候ニ付、此方ニハ切不申候、吉右衛門、下作右衛門・善七・作介参申候、牢番頭一人と手伝三人の出張が命じられ、頭仲間の吉右衛門が出張したが、「切手」は田村達右衛門が出張し、結局吉右衛門は処刑の絶命には関わらなかった。「切手田村達右衛門被参候ニ付、此方ニハ切不申候」(下線部)とある。このように斬首絶命と「ためし」いずれ

も田村達右衛門が行った。以上のように藩士が絶命・「ためし」を行い、牢番頭は処刑の下役(場所の準備等)にとどまる場合があったことを確認しておきたい。⁽¹⁵⁾ 牢番頭吉右衛門と「下」役三人、合計四人が出張しており、斬罪処刑の場を受け持つという原理は見て取れるが、実際の行為自体は原理とずれた形で行われた。

最後に立会人について見ておこう。事例21・24・25・36・39・42では用達(後の用人)、目付もしくは徒目付等が刑執行に立ち会っている。36には「町方御組中様ニハ一切御出合不被成候」とある。

山田紋右衛門(兵部右衛門)は事例25の末尾に見え、事例23(在方)で吉右衛門に内証で依頼し、執行に立ち会った。同人は正徳五年正月に御使番(軍事の伝令)となっており、武官の高位職にあった。⁽¹⁶⁾ また事例5では藩主弟の主税(のちの吉宗)が処刑を見学している。また事例42では藩主宗直四男勘解由(豊松)⁽¹⁷⁾も地獄谷で処刑を見学している。行刑が近世領主支配の原理である「武威」の一表現であり、藩主家族がこれを学ぶ機会となっている。また、打首等の処刑は武家社会において忌避される行為ではなく、名誉ある儀式行為であった。民衆社会においてもいまだ忌避する通念が支配的ではなかったのではないかと推測される。18世紀前半期の行刑は戦国期・近世初期の武断的な統治の一面を未だ残していた。頭仲間はその中に取り込まれたのである。

二 在方における行刑

(一)様し者・斬罪の執行過程

第1表のNo.①・②・③・⑥～⑫・⑰・⑳・㉘・㉙・㉚・㉛・㉜・㉝・㉞・㉟・㊱・㊲が在方での処刑例である。牢番頭は、紀ノ川上流大和国五条、紀ノ川筋の伊都郡・那賀郡の各所、城下に近い名草郡田井ノ瀬、紀伊半島西沿岸部の日高郡の各所に出張して行刑に従事した。なお事例②の五条土田は伊勢街道沿いにある紀州徳川家の飛地領で、伊都郡奉行の管轄下にあった。⁽¹⁸⁾

いくつかの事例を取り上げて、在方処刑の特徴を見ておこう。

事例2 元禄12年(1699)

一卯ノ二月廿六日□那賀郡重行〔^(村二面)〕ためし物有之、切手吉右衛門、手伝代義兵衛・吉左衛門・長九郎参候、右ハ前日ニ参候而其所ニ泊り申候

この処刑は「斬罪」とは記されず、「ためし物」と記されている。前述の通り斬罪として絶命後に「様し」が行われるが、藩士の名が記されていないところを見ると、切手の牢番頭吉右衛門が「様し」をも担当したと理解される。この場合、この被処刑人がいつ斬罪の判決を受け、どのくらいの期間、どこに入牢していたか不詳であるが、業務を命じられた牢番頭にとっては「ためし物」との認識が全面に出ていることに注目しておきたい。

つぎに、宝永7年(1710)城下近郊田井ノ瀬での斬罪

(事例㉞)を見ておこう。8月25日夜五ツ時(午後8時頃)町奉行所小頭牢番頭定七に、明日明け六ツ半時(午前7時)から「太井之瀬はつけ場」に土壇設置の準備をはじめることが命じられた。この件にかかわり、町奉行所と牢番頭の間で次のようなやりとりがあった。

同明後廿七日ニ明ケ六ツ半時ニざん罪者有之、手伝ニ四人罷出可申候、御道具御出し被成候而、念ヲ入候へと被為仰付候ニ付、此方方申上ケ候ハ、かしこまり奉り候、乍併頭不参候而様子悪敷可有御座候由申上ケ候へハ、成程御尤ニ思召被上候間、明廿六日ニハ頭壱人相添可申候、明後廿七日ニハ頭貳人・下式人参候へと被仰付候故、則廿六日ニ甚之丞、下八兵衛・長四郎参、土だん拵御届ケ申上候、
右人足府中組郷役人罷出候、砂・水はこび申候、杖突喜三兵衛へ、八軒ヤノ庄や勤兵衛罷出申候、

これによると、当初町奉行所は、牢番頭定七に対して「手伝」四人の派遣と、「御道具」による処刑、道具手入れを命じた。これに対して定七は「頭不参候而様子悪敷可有御座候」と、牢番頭が参加すべきことを進言した。「様子悪敷」と遠慮した表現であるが、これは自分たちが無視されていることに対する批判であり、自己主張でもあった。ともあれ、町奉行所はこれを受け入れ、牢番頭2人、下役2人の4名派遣を命じ直した。その結果、27日明け六ツ半時(午前7時頃)に行われた刑執行は次のようであった。

一山口落合村盗人七之介 廿二

右之者山口牢ち出シ参候、御道具三腰御出シ被成候、此切手田宮次郎右衛門様、跡ハ御奉行衆御拝領分、切手衆田村辰右衛門殿・奥村長右衛門殿・後藤金兵衛殿
郡奉行衆小笠原彦左衛門様御出、御歩目付衆瀧仁右衛門殿・池永平六殿、押弁右衛門殿・彦六殿・七太夫殿、大庄や吉郎太夫殿・五郎太夫殿、杖突木曾兵衛へ・仁兵衛へ、御腰物手代衆栗田金平殿・端畑善右衛門殿、御用達衆北村市郎右衛門様、御小性衆御出被成候、此方仲間吉右衛門・甚之丞、
下切手伝八兵衛へ・善七、すけニ長四郎

この記事によると定七が進言し、指示を訂正させて、牢番頭の甚之丞が土壇作りを指揮し、斬首を行った。その「丸胴」(遺体)は田宮が様し斬りし、その「跡」の遺体はさらに奉行所(勘定奉行所)役人が拝領し、田村・奥村・後藤の三人が様し斬りを行った。しかし仮に、もし定七の進言がなかったならどのようになっていたであろうか。牢番頭は宛にされず、甚之丞は斬罪刑の準備と執行に従事しなかった可能性が高い。そうであったならば、斬首(絶命)は誰が行ったであろうか。それは藩士

の田宮が行ったのではないかと推測される。田宮には「様」が付され、後で様し斬りを行う奉行所切手の三人は「殿」呼称である。田宮次郎右衛門は上級役人であり、⁽¹⁹⁾他三人の切手とは別格であるとの認識が牢番頭(日記執筆者)にはある。斬首切手は田宮において他に考えられない。その可能性は十分あったと推測される。

さて、26日の土壇準備には(名草郡)府中組「郷役人」(大庄屋・杖突)、八軒屋村庄屋⁽²⁰⁾が出勤している。これは被処刑者が山口落合村の出身者だからである。したがって、この理由で刑執行には、(名草)郡奉行、大庄屋、杖突が立ち会っている。しかし彼ら以外に、腰物方の手代、御用達、御小姓、御徒目付がそれぞれ二人宛、さらに目付押之衆(3人)が同席し、大変物々しい状況であった。なにゆえであろうか。たかが一人の百姓の処刑に藩士等が18人も参加していることが注目される。

先の引用に続いて次のような内容が記されている。

此節御台所より出し参候而、押之衆御世話ニ而支度仕候、山口より八軒ヲ頼支度拵候へ共、公儀ノ被下、給候ニ付、不給ニ切り申候、右之品御玄関ニ而、横田才右衛門様へ御届ケ申上ケ候

ここには、被処刑者の帰属する山口落合村は支度(食事)を用意したものの、一方目付方押之衆も、藩「御台所」からの「し出し」を用意した。牢番頭を含む切手は「公儀」の下された食事を食べ、村方が用意した食事は食べなかった。要するに今回の斬罪は藩が主催する公儀の様し斬り行事であった。城下近辺の山口での斬罪処刑は様し実行のまたとない好機であった。この様し者(練習)実行には藩の多くの機関が関与しており、様し者は藩の一大行事、武家社会内部の公開行事として位置付けられていた。ちなみに事後に牢番頭は全てを「御玄関」=町奉行所へ報告している。

ついで、事例③正徳6年(1716)の那賀郡の場合を見ておこう。

中ノ二月廿九日
一粉川ノ牢より小畑村助三郎

右之者名手ノ川原にて御ためし者、右ハ山田紋右衛門様御拝領被遊、諸事雑用共ニ被遊候、御用達蜂谷七左衛門様御道具被遣候ニ付、吉右衛門ヲ被遣候由、町御両所様御内証、七左衛門様より被仰達、吉右衛門御伺之上被遣候、人足八兵衛参候、右支度郡奉行衆御構無之、諸事紋右衛門様御しだし、駒木根紋太夫様・大石楠右衛門様と粉川町にて壺所ニ仕候、已上、

2月29日に、粉河の牢に収容されていた助三郎が名手市場村の紀ノ川河原で斬罪処刑されることとなった。そして斬首後にその遺体は「御ためし者」として御使番の山田紋右衛門が拝領した。様し者の授与は藩主権限であり、「諸事雑用」が併せて授与されていることから、「御ためし者」は藩主から奨励された義務的行為であることが分かる。具体的には、山田紋右衛門の用達である蜂谷七左衛門が「御道具」を預けられ、切手として

牢番頭吉右衛門が指名された。町奉行所へも告げられ、吉右衛門が斬首を担当し、駒木根・大石が様し斬りを行った。なお、郡奉行・御奉行が立ち会っている。

ここで注目されるのは、切手の支度(食事は)被処刑者の所属した小畑村が用意するのが通例であるが、山田の「^(仕出)しだし」がなされ、駒木根・大石と吉右衛門は「粉川町にて壺所ニ」食事をしたと記されている。「支度、郡奉行衆御構無之」と那賀郡奉行は支度に関与しなかったことが特記されている。この刑執行が、郡奉行管轄下の斬罪行刑ではなく、遺体を拝領した藩士が担う、公儀の「御ためし者」行事であることを意味している。

以上の二例から、18世紀段階の行刑は、表面的には同じ処刑が「様し」と「斬罪」の両様表記があり、行刑としての「斬罪」と儀式としての「様し」が併存していたが、本質的には次のように整理される。この段階では、公儀の検断権行使が優越するものの、同時に被処刑者の帰属する集団(=共同体)の自己検断権が、切手を担った者に対する支度(食事)を提供するという形(残滓)で示されていた。しかし、「御ためし者」という検断行為から派生した、逸脱した武家の自己再生行事においては、被処刑者共同体の支度慣行(その残滓)すら放棄された。このセレモニーは、検断(行刑)自体を覆い尽くしてしまった。

ところで、吉右衛門ら牢番頭はこの公儀セレモニー実行の重要な一員であり、その面で藩士の切手と身分的区分がなく、共同性・共同意識を有することとなった。そのような自負を吉右衛門らが持っていたと推測される。⁽²¹⁾

斬罪処刑の様し者行事への変質の中にあっても、次の点は執行過程の原則として意識されていた。すなわち、郡中への出張指示については「惣而御仕置者ニ付、在方或ハ御年寄中様ニ御用御座候節ニ而も、乍恐御役所様ニ而不承候へハ、一切伺公不仕候」とあり(事例1、288頁)、原則として町奉行所から牢番頭に指示がなされ、事後に牢番頭から町奉行所へ報告された。

(二)宿泊・支度と帯刀

在方では遠隔地の場合、宿泊や処刑後の支度(食事)をどこで取るかが問題となった。

まず事例8を検討する。元禄16年(1703)6月28日に日高郡小松原での斬罪・「ためし者」に吉右衛門らが出張し、7月1日に「ためし」に従事し、3日に和歌山に帰った。この出張に際して、日高郡の大庄屋は処刑場所(小松原)近くの「^(財部)たからの穢多」宿に泊まるよう強要した。「古法」を主張したが受け入れられず、奉行組衆も「^(俵子)先穢多ニとまり候へ」と加勢したので、やむを得ず指示に従った。帰村してから町奉行所に「穢多宿」泊まりの否定と、帯刀の正当性を訴えたが受け入れられず、「古法」の「^(懸)あしさま」な主張や出張中の帯刀が「不届千万」と咎められた。町奉行所は吉右衛門に足

かけ三日間「閉門」を命じたが、直ぐに「御免」とし、頭仲間全体へ「菟角古法之通ニ仕候へ」と告げた。町奉行所は、奉行に遠慮して、その配下の奉行組衆の体面を保ちつつ、形ばかりの処分をしたと見られる。町奉行所も「古法」遵守という原則についてのみ判断を示した。

同年12月の事例9、同じ日高郡印南坂本村への出張では、出張前に町奉行所が帯刀を禁止したために指さなかったが、帰村後に再度願い出たところ、「先日ハ此方之心得にて申候へ共、弥々古法之通ニさし候へ」との判断が示された。宿所は印南の「ひじりの家」であった。

日高郡出張の二例を通じて、帯刀禁止については確固たる原則があったのではないことが分かる。ただし、帯刀主張と禁止措置の二つの力がぶつかり合いながら、方向性を決めつつ進行したと見られる。帯刀機会の減少化は時代的な流れであり、身分の横断化・階層化と結合しつつあったと推測される。町奉行所は牢番頭に依存するところもあり、対応は柔軟であった。

一方、遡って事例1では土田町(町人居住地)、事例2では日高郡蘭村村民(庄次郎)方に宿泊しており、これらの前例が牢番頭の記録によって常に確認され、集団的記憶となっていた。17世紀一〇〇年間の在方での行刑の例はさほど多くないであろうし、町奉行所・牢番頭が関与した件数は少ないのではなかろうか。いずれにしても18世紀初め頃における穢多宿以外への宿泊の事実は、穢多宿宿泊という考え方自身が新しい措置(古法の否定)であることを示している。百姓・町人身分からの隔離、生活上の身分を区別する身分秩序強化の新しい動きである。聖身分の家への宿泊強制も本質は同じである。

17世紀の時点で、城下の牢番頭仲間・かわた(穢多)と日高郡のかわた(穢多)身分の個別集団間の交流はさほどなく、元禄10年(1697)の「穢多仲間就法式申渡覚」で初めて、しかも緩やかに関係づけられた⁽²²⁾。この関係付けが進む中で身分の横断化、階層化が進行する。「穢多宿」泊まりが自明のごとく強制され、社会に受け入れられてゆく。さらに後の寛延2年(1749)、那賀郡竹房河原での行刑の際(事例40)は「穢多宿」強要を受け入れている。

次に支度の問題を検討しておこう。

事例17正徳4年(1714)2月29日、那賀郡粉川牢での処刑の際、管轄の伊都郡奉行の指示で、処刑後の支度は近隣のかわた村で用意された。これに対し斬罪を勤めた牢番頭は「古法」を主張し、これを拒否して「無支度」(食事なし)で帰り、帰村後、嘆願書を町奉行所へ提出した。町奉行所と牢番頭のやりとりは以下のようである。

事例17 正徳4年(1714)2月29日

(前略)則、御届ケ之節、宮本平介様へ申上ケ候へ

ハ、段々御尋被成、例も有之候義ヲ無支度にて帰シ候段、(a)郡奉行衆むごさ仕形ニ候と御意被成候、同三月朔日ニ平八ヲ御召被成、小竹仁太夫様・北村伊右衛門様ヲ以御尋被遊、段々法式申上ケ候へハ、罷帰り書付ニ而さし上ケ候へと被仰付、(b)先年⁵在方御用ニ外様支度之品書付、小竹仁太夫様へ平八・甚之丞・定七さし上ケ候へハ、此度粉川にて郡奉行衆との進上・返上共、具ニ書付出し候へと被仰付、追而認、中川奥右衛門様へさし上ケ候、

町奉行所の担当者小頭宮本は下線部(a)のように郡奉行の対応に批判的である。その後より詳しく聞き取りが行われ、出張先での郡奉行との間の口頭でのやりとり、在方出張先での支度の先例を書き出すように指示され、提出した。その後、町奉行所と御奉行の間で相談がなされ、5月18日奉行所役人から上記「粉川御用之節、遠方大儀」であり、「支度雑用代」として銀10匁が支給された。さらに6月19日手当として銭500文が支給された。しかし、この手当は先例と異なることを進言し、その結果7月4日に銭800が追加支給された。これによって、頭1貫文、手伝に300文の支給となった。6月20日に支度の先例、手当額の先例の提出が求められ、「覚」(『日記』288頁)を提出した。

この「覚」に第1表1~11(4・5・7を除く)の事例が掲載されている。この「覚」の末に二つの原則が明記されている。一つは行刑従事の際「私共支度之義ハ、咎人支配之村々ニ而給捨ニ仕候」という慣例であり、二つには「惣而御仕置者ニ付、在方或ハ御年寄中様ニ御用御座候節ニ而も、乍恐御役所様ニ而不承候へハ、一切伺公不仕候」という原則である。第一点目は、咎人支配の村々責任から、階層的なかわた(穢多)身分村方へという動きが生じていたが、これへの抵抗である。

第二点目は町奉行所管轄に関し、牢番頭の側からの確認である。つまり町奉行所が藩の行刑制度と頭仲間の伝統的集団的行刑能力を結合する接点の位置にあることを示している。町奉行所への忠誠を通して古法を確保しようという構造が見える。

なお、第一点目について敷衍すれば、次のようである。咎人支配村々責任原則は共同体責任原則から出発しているであろうが、近世における行刑は領主権の発動であり、牢番頭が行刑役は領主権を代行しているとの認識と、身分の横断化が武家(郡奉行等)・村方からみれば階層的身分的な分業との認識を生じさせており、二つの認識の矛盾としてこの事件はあった。

町奉行所は牢番頭に元々好意的であり、牢番頭の強い主張に後押しされて、先例・「古法」一般を無視し得ない奉行所も牢番頭の言い分を認めた結果となった。とはいえ、解決金の銀10匁を直接持参したのは伊都郡奉行下にある狩宿かわた村庄屋であり、横断的な身分秩序が厳然としてあり、その構造の中でより合理的な

政治が行われた。

最後に、在方処刑について、行刑の管轄(主催)、刑場の準備、また使用済みの資材の取得者について見ておく。

前出事例40、寛延2年(1749)7月の那賀郡竹房川原の処刑では次のようである。

(前略)定七伺公仕候へハ、明後三日粉川の牢ニ有之候八兵衛と申もの斬罪ニ被為仰付候、其方共仲間を切手に可被遣由、奉行衆より申来候間、参候得と被為仰付候而、古例之儀御尋被成候に付、委細に申上候、

すなわち、奉行所から町奉行所へ切手派遣要請があり、町奉行所が牢番頭に行刑出張を命じた。在方の行刑は奉行の管轄下にあった。前述のように、田井ノ瀬磔場での処刑に関し、入牢の場所に関わらず、被処刑者の出身によって帰属・所轄が変わる。粉川牢入牢者の場合、城下帰属の可能性は低い。

さて処刑準備に関し、次の記事が目される。

一同二日、(中略)然処前日ハ殊之外雨天にて有之候に付、右之場所へ雨覆ひ被成候様ニと申候へハ、則出来仕候、并ニ郡奉行中之御小屋、大庄屋衆・奉行組衆之小屋、此方仲間之小屋、悉くかゝり申候、囚人粉川牢をつれ参候ハ、番太共也、并に土壇へなをし候節迄、番太共相勤候、仰渡しハ郡奉行衆、竹房之庄屋方ニ而被成候、則娑娑(袈裟)に打申候、(中略)

場所諸人足井坂皮田村ハ廿人、并庄屋次兵へ・肝煎村役人不残罷出相勤申候

右之小屋雨おゝひ等ハ此方へ取候筈ニ候へ共、井坂庄屋次兵へへ遣し申候、

刑執行の日、那賀郡池田組大庄屋管轄下にある「番太共」(非人番)が被処刑者を牢から刑場まで連れてきて、土壇に着座させた。「仰渡し」(刑執行の宣告)は郡奉行が刑場近くの庄屋方で行っている。要するに郡奉行一大庄屋一庄屋という在方統治機構が動いているのである。なお、「場所諸人足」には井坂かわたの村の庄屋・肝煎・村民が総動員されている。この人足には刑場準備と当日の要員が含まれていると理解されるが、これは、同郡内のかわた身分ゆえの(郡中かわた身分への)行刑役負担の可能性もあるが、被処刑者が同村出身であることによる「咎人支配之村」負担という一般原則の適用の可能性もある。ここでは後者と考える。

また、雨降りのためいくつかの覆いが準備された。費用負担は不詳であるが、使用後の取得権は牢番頭にあると明記されている。事例26に「場所へ出候故不残頭仲間へ被下候」とあり、(城下・在方を問わず)場所請負(管理)権に基づく取得であると理解される。この場所は固定した空間ではなく、業務に伴い設定される伝統的で移動する場である。この例で、取得物は場所を設営した井坂かわたの村に譲渡された。

最後に、処刑の「仰渡し」(宣告)が行われるが、被処

刑者の出身により、「町御役所御支配故仰渡し、東御玄関ニ而」「御目付中様御支配故仰渡し、牢屋ニ而」「在方御支配故仰渡し会所ニおゐて御奉行様」(事例35)という取扱の区別があった。

三 獄門と追放一見懲らしと見干し一

(一)「引」(城下引廻し)

獄門は斬罪を経て首を晒す刑で、田井ノ瀬で行われた。享保13年(1728)事例31の田井ノ瀬獄門では、牢屋から刑場まで、城下の引き回しが行われた。そのコースは広瀬通丁から大橋を東に渡り、新中通五丁目から雑賀橋を西へ渡り、本町一丁目に出て少し南下し、駿河町から寄合橋まで西へゆき、干鯛屋町一丁目・二丁目の間を北進し、伝法橋を渡り、東へ折れ、鷲の森御坊の前から本町三丁目・四丁目の間を進み、北へ折れて、本町を九丁目まで北進し、加家作りへ通り、柳通りを通り、八軒屋から田井ノ瀬へ通るものであった。これを図示すると第3図のようになる。

城下の町人町各所を縫って通る形であり、町人に周知して刑場へ向かった。「引」の行列は、列挙すると、棒つき(2人)・札持(1人)・読触(次郎太夫1人)・拔身錠三本(6人)・「浜ノ者」(2人)・馬警固(次述)・組中(同心6人)・与力(2人)・三つ道具(6人)・跡棒つき(2人)であった。罪人馬上の警固は、「馬ノ両脇」に「村ノ者」(岡嶋村)4人・「浜ノ者」(西浜非人)2人・「長吏」1人・「頭」



※『和歌山市史第二巻』596頁 図7を下図とし、加工した。

第3図 享保13年(1728)城下引廻し経路

2人・「頭不残附候^(警 固)けいご仕候」と記されている。大名行列の比にはならないが、合計50人以上であるから、城下町人町の要所(会所等)を行進する目立った小行列であったと言える。享保16年(1731)事例32の礎でも「引」(引回し)が行われた。同じコースである可能性が高い。

なお、事例31の場合、行列の中に長吏等が見られるが、同日に処刑が三ヵ所で行われ、重なったので牢番頭の手が足りなかった。そのため非人村の長吏・非人改計五人が町奉行所許可の上で、動員され、馬上(罪人)前後の警備を務めたのである。それまでは通常、処刑業務に非人村の長吏等を従事させなかった。

本来は長吏等の非人集団が関与せず、牢番頭を代表とする集団(岡嶋村)が獄門の一部である引き廻しの業務に従事した。町奉行所与力・同心の指揮下に、牢番頭+岡嶋村民が藩主の検断権、刑罰権を誇示するために行進したが、罪人=被処刑者を見せしめにするともに、藩主の立場からは、重大犯罪人を捕縛し、刑罰を加えるという統治の正当性、実権を誇示する場(行列)であり、牢番頭+岡嶋村民は町奉行所と一体となった統治業務に従事しているという自己主張の場でもあった。この集団的プライド(公儀の行列)に非人集団は不要であり、阻害的存在であったと考えられる。しかし行列の維持が「牢番頭+岡嶋村」集団の能力を越えた時に非人村の関与が生じた。

中世末期以来の社会に「Migoraxiミゴラシ(見懲らし)見せしめ」「Migori(見懲り) 同上」(『日葡辞書』)という言葉がある。法制史研究では近世の刑罰体系に、この言葉に表現される「一般予防」観点が取り入れられていると指摘されている。⁽²³⁾首を晒すことは見せしめとなるが、城下町中を引き廻すこともその効果が大きいと言えよう。

(二)追放刑と「見干し」

近世の刑罰体系で、軽犯罪・初犯に関しては追放刑が適用された。別稿で城下町の都市犯罪と、主として追放刑について言及したことがある。⁽²⁴⁾追放刑は、国追放・十里外追放・五里外追放・四里外追放・田井ノ瀬追放・城下追放・町追放などがみられた。これら追放刑についても詳論すべきであるが、本稿では牢番頭の関与についてだけ触れておく。

追放刑には牢番頭の内「町廻り口」(担当)の頭が従事した(『日記』746頁ほか)。文政3年(1820)7月の記事(『日記』735頁)に次のような記述がある。

湊久保丁三丁目雁鶴事由右衛門与申もの方ニ入込罷有候

武州出生六部
龍国

一
右之もの七月廿日、御与力様より跡方之通追放被為仰付候付、由右衛門方ニ入り込有之候を八軒屋迄追放申候付、其段吉右衛門御届ヶ奉申上候、尤才領者町廻り口利兵衛・宇右衛門罷出申候

事、

すなわち、龍国という六部回国僧は城下北東伊勢街道の八軒屋で追放されたが、下線部のようにそれを才領したのは「町廻り」担当の利三兵衛・宇右衛門であった。⁽²⁵⁾なお、才領とは追放地点まで監督しつつ付き添ってゆくことであり、同時に、追放境界で被追放者を追放する責任者のことである。⁽²⁶⁾

ついで、「見干し」について検討しよう。いくつか史料を掲げる。

① 正徳3年(1715)2月22日(『日記』235~6頁)

西紺屋町兵右衛門かしや金六世伴長兵衛・第三六、二人共親ニ不孝者故御国追放被為仰付候、仰渡・送り、太八様・庄右衛門様、見ほし、平八・甚之丞・長三郎、大年寄加右衛門殿出合

② 寛延2年(1749)8月18日(『日記』708頁)

於町会所見ほしもの、五里追放、新通六町目町医者竹中見庵

当番平八・吉左衛門罷出候、浜長り役人三人

①では、長兵衛兄弟に国追放が命じられ、その「仰渡」(執行宣言)があり、牢番頭平八らが「見ほし」に従事した。町大年寄が同席しており、場所は記されていないが町会所(惣町会所、雑賀町)であろう。刑の決定は町奉行所が行ったから、上記の記事はそれを受けての刑執行の過程を示していると判断される。太八・庄右衛門は町奉行所下役人であろう。「仰渡」とセットの「送り」は城下町の出口まで送り出すことと理解される。なお、「見ほし」を担当したのが平八ら牢番頭であることは間違いない。⁽²⁷⁾

②では、竹中見庵に五里追放刑の執行が町会所で宣言され、牢番頭当番の平八らが町会所へ出向き、被追放者「見ほしもの」を受け取り、「見干し」行為が始まった。以上のように、宣言によって追放行為がはじめられること、同時にその始まりに「見干し」があること、牢番頭が「見干し」の実行行為を担当していることがわかる。

では「見干しもの」「見干し」とは何か。その結論の前に次の史料を見ておこう

③ 寛延2年(1749)7月3日(『日記』740~5頁)

於町会所見ほしもの有之候間、例之通相つとめ候へと被為仰付候、野尻平蔵様、甚四郎、仍之当番定七・甚七・浜長更久三郎・非人改弥兵衛へ・嘉兵衛へ・次郎右衛門・作兵衛召つけ候而、見しり置候、御城下御追放米屋町宇右衛門、

④ 元文5年(1740)4月19日(『日記』631頁)

町会所より御追放者有之候間、見しりニ罷出候様ニと被為仰付候、

③では、町会所において宇右衛門に城下追放が命じられ、役人は牢番頭に何かを「つとめ」るよう命じた。到着した牢番頭二人、長吏・非人改四人は「見しり置」^(知)

いた。つまり被追放者宇右衛門の顔を覚えた。④に「見干し」の言葉はないが、牢番頭達が町会所へ被追放者の顔を覚え出かけたことを示している。追放者が追放域内に立ち入らないよう監視するのが牢番頭達の任務であった。そのためには被追放者の顔をよく知っておく必要があった。見しりのためには追放者を彼らに見せること、つまり被追放者として公開される必要がある。「見干し」とは見せること、天下に面体を晒すことを意味するのではなからうか。

近世後期の史料もみておこう。

⑤ 文政13年(1830)12月22日(『日記』744頁)

西名草岡嶋皮田村増次郎与申者、於公事方御役所ニ五里外御追放被為仰付候付、見干才領助左衛門、人足忠三郎相勤候、

⑥ 天保6年7月21日(『日記』759頁)

牢舎有田郡湯浅村皮田安右衛門義絶之弟無宿与市、片腕へ入墨之上御追放ニ付、山中堺橋迄見干、

⑤では、(被追放者が岡嶋村所属で、在方に属するゆえに)勘定奉行所公事方役所で追放が命じられ、牢番頭助左衛門が「見干才領」を勤めた。

ここで整理をしておこう。追放刑の可否・量刑の判断および言い渡しは藩の諸機関(町奉行所・御奉行・目付等)が担当するが、刑の執行宣言は被追放者が町方の場合、町会所(チョウ会所ではなく、惣町会所)、在方に属する場合は公事方役所で行われた。町方の場合に、町奉行所ではなく町会所である理由は、刑の執行においては所属集団・出身集団(村・町、武家の場合は家等)への公開、所属集団の責任と関わっているのではなからうか。これは生命刑・死刑の場合と通じる問題である。

追放行為には、牢番頭をはじめ多くの人の見ることが随伴する。牢番頭は被追放者を人目にさらし、付き添って目的地まで移動させる。当番牢番頭はその任を負った。⁽²⁸⁾

⑥での刑は国追放と推測されるが、国境の「山中橋

迄見干」が行われた。文政11年(1828)の「牢者名前出入帳」[522]に、京都出身の無宿吉五郎について、天保元年(1830)4月18日「仰渡之上追放被為仰付、八軒屋迄見干候」とある。追放刑における見干しには境界が設定されており、どこそまで付き添うという地理的内容が伴っている。⁽²⁹⁾「見干才領」とは、見せること、見える状態が完了するまで付添い、監督することと理解される。見干しは移動をともなった被追放者を見せる行為をさすと理解される。

「見干し」をもたらず蔭の主体は刑罰権行使者=藩であるが、「見干し」実行主体は、開始地点の会所の役人と牢番頭である。その目的は、見せること、見えることによって除去・排除の完成度を高め、被追放者が再び領内の町や村(共同体)に戻らないようにすることである。獄門等が犯罪発生の未然防止という「見懲り」効果を目的とするのに対し、「見干し」は排除効果を高める行為である。「干す」ことに「懲らす」を読みとめることはできないのではなからうか。⁽³⁰⁾

四 頭仲間の当番・手伝い人足

最後に牢番頭仲間内部の分担や手下人足の手配等について検討する。

第1表の処刑=打首は牢番頭仲間の誰が、どのような分担原則で業務を担当したのであろうか。事例13の宝永8年(1711)7月27日の地獄谷斬罪では、一番糸若、二番甚之丞、三番平六、四番定七、五番吉右衛門、六番糸若、七番新之丞、八番甚七、九番武右衛門という順番が玉籤で確認され、今回は三番までとし、一～三番の担当者が勤めた(『日記』一九五頁)。

ところで、近世初期以来、牢番頭に対して扶持方として切米九石が与えられている。そして17世紀末頃より、頭仲間の内部で、仲間構成員それぞれが所持する奉公株数を明確にし、その株数に応じて切米を配分する仕組みを生み出した。⁽³¹⁾頭仲間内の打首分担割合と

第2表 切米株・役株筋と打首

宝永7年5月切米株 <1710>		宝永7年9月役株		宝永8年打首番 <1711>	元文3頃打首番 <1739>
甚介株 2石	糸若	糸若株筋	糸若	1番 糸若 6番 糸若	1番 糸若 6番 糸若
助左衛門株 2石	吉右衛門 定七 平八	助左衛門株筋 助左衛門株筋浮人	吉右衛門 定七 平八	5番 吉右衛門 4番 定七	4番 吉右衛門 5番 助左衛門 9番 平八
甚之丞株 2石	1石 六太夫 世倅平六 1石 甚之丞	甚之丞株筋 甚之丞株筋浮人	六太夫 平六 甚之丞	3番 平六* 2番 甚之丞	3番 六太夫 2番 甚之丞 7番 甚之丞・藤四郎
甚四郎株 3石	1石 甚四郎 1石 武右衛門 1石 甚七	甚四郎株筋 甚四郎株筋浮人 武右衛門世倅	甚四郎 武右衛門 甚七 新之丞 庄九郎	9番 武右衛門 8番 甚七 7番 新之丞	8番 甚四郎
『生活』一45		『日記』174		『日記』195	544

* 平六は六太夫の子

切米配分(=奉公の株筋)とを表にしたのが第2表である。この表(左半分)から両者がほぼ対応しており、株による取り分と役負担が関連づけられていることが分かる。なお、宝永8年の順番(役務)は具体的な労働であり、一部に代理措置が採られている。以上のように、打首の業務分担は所務株筋と対応させて処理されていた。

また「正徳元年ニ改候書付ヲ以、元文三年午七月廿二日ニ写」と添え書きされた「討首切番覚」[544]がある。これによると一番糸若、二番甚之丞、三番六太夫、四番吉右衛門、五番助左衛門、六番糸若、七番甚之丞・藤四郎、八番甚四郎、九番平八であった。表にすると第2表のようである。宝永8年は正徳元年のことであり、一致するはずであるが、一致するのは1・2・6番のみである。

まず3番の平六一六太夫について説明しておこう。宝永7年(1710)9月の六太夫は正徳2年(1712)7月2日に死去しており(善行寺過去帳)、事例13の打首は若い平六が勤めた。「討首切番覚」の六太夫は正徳2年先代六太夫の死去に伴い、平六が襲名したものである。したがって、この「討首切番覚」は事例13の正徳元年7月の内容を示すものではなく、それ以降の変更された内容を示している。ともあれ親子等の株継承者間の変更である。4・5番は順序が入れ替わっている。つまり1～6番は大きな変更ではない。しかし、甚四郎株筋の7～9番は全く変わっている。7番の新之丞は、所務一石株・役株をもつ甚四郎の切役代理であろう(引退直前か)。「討首切番覚」の八番甚四郎は元の庄九郎である。先代甚四郎は享保2年(1717)11月17日に死去しており(『日記』)、武右衛門倅の庄九郎がその直後に甚四郎を襲名している。甚七・新之丞はそれぞれ正徳3年11月13日、正徳4年10月27日に死去している。武右衛門もなくなったと推測される。

また「討首切番覚」の七番にみえる藤四郎は享保15年より以前の史料にその名が見えず、1710年頃の存在は推定しがたい。甚七・新之丞が死去した後に打首の業務(および所務得分)が助左衛門筋・甚之丞筋に移されたと理解される。⁽³²⁾

ところで、3～5番には「三番 祢宜村喜太ヲ打」、「四番 藤兵ヘヲ勤」、「五番 午七月廿二日六兵ヘヲ勤」というような実績が記されている。五番の注記は支・月日の一致から元文3年のことと考えられる。「討首切番覚」の内容年代を元文3年(1738)7月頃と想定しても矛盾はない。すなわち、正徳元年(1711)の改め(確認)をもとに、それまでの変更を反映し、元文3年に修正したものと理解される。なお、前掲第1表に上記の実績三例は見えないが、これは記録が粗いため洩れたと推測される。

このような頭仲間内の順番制度の上に、集団内部の実状、変化に応じて切手が仲間同士で交替して勤めるという形で運用された。事例13では新之丞に変わって

糸若が、事例36では甚介が吉右衛門に変わって。事例40では、表向きは順番通りの岡八・甚六が、実質の絶命は付添で参加した老練で巧みな平八・吉右衛門が担当したと理解される。半番頭仲間奉公株の原理と結合していた。

ついで、「下役人」(事例2)「手伝代」(同6)「下切手伝」・「下」(同12)、「手下人足」(同39)、「手下之もの」(同40)と見えるが、これら手伝いに従事したのは、長九郎・吉左衛門・善七・作右衛門・作介・八兵衛・長四郎・彦助・左平の九人である。単独か、種々の2、3人の組合せで出勤しているが、刑執行に関わって土壇の拵えと後かたづけ、刑執行時の用具配備等、つまり補助的業務に従事したと推測される。遠隔の在方に出張した時は、一人あて原則300文の手当が支給されたが、城下で執行される時は無代で動員されている。「岡鳴手伝遣し候筈」(事例20)とあり、彼らは岡鳴村村民と推測される。

また一般村民には次のような負担が生じた。事例22は雨天の場合の事例である。すなわち「急ニ被為仰付候処、雨天故場所早々水溜り申候ニ付、人足多ク罷出、掃除仕り、吹上り砂取寄、土壇築」き、さらに「雨覆之義私共ニ被為仰付候古例ニも一切無」いの、「土だんの上江雨お、ひ」拵えを命じられた。⁽³³⁾

「人足何程入候而も可申上様無御座候得共、夜中ニ仕立候故、蠟燭式拾挺計ともし申候、此義ハ私共失墜」であり、「臨時ニ罷出候人足拾式人」[賃銀被為下]れたいと歎願している。要求は尤もであると了解されて、銀30匁が藩の路銀蔵より支給された[526]。費用の問題だけでなく、夜中雨天での困難な作業に村民が動員されていることが注目される。同様なことは事例34の場合にも起き、銀12匁が支給された。設営資材や臨時人足費等は藩庫から支出されている。

このような特別な場合以外は無代で動員されたものと推測される。半番頭を代表として手下をかかえる頭仲間が業務を請け負っているから、無代は前提条件であった。村民は半番頭仲間の頭毎に組編成されており、頭一組下という「手下の構造」で、日常的な人足動員が可能であった。⁽³⁴⁾

むすびにかえて

本稿では死刑・追放刑の行刑諸役について構造と特質について検討してきた。簡単なまとめをしておこう。

- 1、城下と在方では藩の支配機構に違いがあるが、いずれも半番頭が死刑の場を担当するものという構造が形成されていた。しかし実際の執行においては、領主権の発動、仕置きという側面があり、藩士の切手が関与することによって、藩士と半番頭は切手業務において入り交じりが生じ、幅があった。
- 2、本来の刑罰権執行と、様し斬りという儀式とが交

錯して一処刑に二重性が生まれ、18世紀には共同体自検断が、犯罪の共同体責任という形で未だ残存していたが、領主の刑罰権が様しの拡大、儀式化によって処刑の執行場面で後景に退いてしまい、共同体責任性がなくなる方向へ変化しつつあった。

- 3、支度や宿泊のあり方に見られるように、17世紀から18世紀にかけての身分の横断化、階層化の進行の中で、牢番頭仲間の古法遵守の主張によって旧例に戻りつつも、咎人支配村負担原則が「穢多宿」泊まり、食事へと移行しつつあった。これは領主権の代執行という理念と、儀式化の中での身分分業化の実態とが矛盾的に拮抗していることを示している。
- 4、追放刑の執行過程で見られる「見干し」は、移動をともなった被追放者を見せる行為をさすが、追放=排除という特質に関わり生じた業務であり、犯罪防止の観点で説明しうる行為ではない。
- 5、18世紀前半期に牢番頭が関わった打首・斬罪などの処刑の数は、史料の欠落に加え、少しの記載漏れもあろうから、第1表通りではなく、その実数は記載の42例を上回るであろう。しかし第1表の正徳3年から同6年にかけては記録も充実しており、その数に信頼がおけると考えられるが、年間に3、4件である。18世紀の前半期において、一年間に1、2件、多くても3、4件程度であろう。上記の諸点はいずれも近世行刑の18世紀段階を示すものと言えよう。

最後に、18世紀末ないしは19世紀初め頃には、本稿で述べた状態が、被処刑者の量的な拡大が見られ、牢番頭の動員数等対応にも大きな変化が生じた。非人身分の動員も見られるようになる⁽³⁶⁾。公開の刑場に人々が押し寄せ、正常な業務ができなくなるなどの変化が生じている⁽³⁷⁾。これら19世紀前半期の状況(近世行刑の19世紀段階)については稿を改めて論じることとする。

注

- (1) 江戸・京都・大阪、各地方の城下町を見た場合、力のある集団を形成しつつあるかわた身分等、有力な個別集団が利用された。これらの点はある程度の傾向として言えるであろう。
- (2) 拙著『近世身分社会の仲間構造』(部落問題研究所、2011年10月)、拙稿「近世身分社会の牢と牢番役」(『紀州経済史文化史研究所紀要』32号、2012年12月)
- (3) 安竹貴彦「紀州藩の生命刑と牢番頭—「国律」成立以前を中心に—」(『部落問題研究』第201号、2012年6月)、国律整備以前の生命刑を、打首(→死刑)、斬罪、獄門、火炙(火罪)、はつけ(磔)に区分している。なお、上記論文の元となった研究者集会報告では追放刑についても言及されたが、上記論文では割愛され、保留された。近く活字化されるとのことである。
- (4) 関西学院大学図書館所蔵、同大学法学研究科法制資料室所

蔵、吉備敏雄氏所蔵の総体の名称である。和歌山大学紀州経済史文化史研究所・和歌山人権研究所の写真版を主に利用した。すでに紀州藩牢番頭家文書編纂会編『城下町警察日記』『城下町牢番頭仲間の生活』(2003年・2009年、清文堂出版刊)が刊行され、続刊準備中である。前者の記事は『日記』○頁、後者の史料は『生活』一23(例)と略記する。未刊史料は和歌山人権研究所作成の目録番号を[]記す。なお、牢番頭を構成するのは複数の家であり、牢番頭仲間と呼ぶべきであるが、以下、集団実態を表示する以外は、便宜上、職名「牢番頭」を使用する。

- (5) 文政4年(1821)の和歌山城下図(個人所蔵、三尾功『近世都市和歌山の研究』147頁31参照)に「刑場」とある。また文久2年(1862)「南紀和歌山図」(同前48)に「地獄谷」と明記されている(三尾功氏のご教示による)。明治26年市街細地図等には刑場よりやや西側が「地獄谷」と図示されている。その西側には中世の砂丘(砂帯)があり、松等の群生および雑質地域の惣墓があった。死に繋がる場所故に「地獄」という名がついた可能性があろう。しかし、近世では、その南西部(城郭からみれば外側)には煙硝蔵や鉄砲稽古場等、城下に付随した施設が配置されており、人の行き交わない場所ではなかった。
- (6) ただしその範囲はファジーな側面がある。また事例20は地獄谷での処刑であるが、被処刑者が在方(栗栖村)出身であり、処刑時に奉行組衆・大庄屋へ引き渡す手続きが行われている(『日記』311頁)。厳密に城下ではないが、便宜的に城下に入れた。
- (7) 刑罰種の整理は、前掲注(3)安竹論文第三章(70~78頁)の理解による。
- (8) 寛政4年(1792)以降「御用人」となるが、「君辺に昵近し、御直命を奉じ、内外之御用を調達之職掌」とまとめられている(『南紀徳川史』第八冊、518頁)。
- (9) 元文3年(1738)の場合、その品目は水筒1本、同棒1本、かかげ2本、手桶2つ、金通し1つ、鋏1丁、かけや1本。代銀19匁4分5厘。代銀は初めてで、これまでは現物支給であった(『日記』589頁)。ためし者の場合、事後縫合用の針も必要で、享保6年針九本が頭に支給された(同前422頁)。
- (10) 事例4では「御仕置もの」(「御仕置」される者の意)と表記されている。
- (11) 吟味が終了し、判決を言い渡す開廷日がこの直前であったからであろうか。裁判制度との関係究明が課題であろう。
- (12) 和歌山県立文書館所蔵「家譜」による。駒木根「家譜」は5729、近藤「家譜」は5806、彦坂「家譜」は11521。
- (13) 牢死者の遺体を使った「様し」もあった。元禄14年(1701)5月「籠舎伝八病死いたし候ニ付、御両所様拝領被成候由吉右衛門ニ被仰付、則籠やにてためし申答にて、すなヲ取寄、其外道具調申候」、同7月「牢舎一郎兵衛病死いたし候ニ付、御両所様御拝領被為成、同二日ニ籠屋にて御ためし被成候」とある(『日記』52・56頁)。「御両所様」は東西の町奉行で、牢死・刑死の遺体は藩主所有物で、町奉行を初め諸役人が「拝領」した。後者の例では「御さしづにて、吉右衛門・六太夫・甚四郎・貞七四人罷出勤」めたが、奉行所関係者が「御ためし」を行った。吉右衛門以下の4人の頭仲間は遺体の準備、様し後の死骸処理や埋葬に従事したと理解される。
- (14) 天明4年(1748)の粉河での処刑では、後述のように「生袈裟」「首打」という順序で記されている [1332]。
- (15) 安竹論文では「藩士が直接関与するのは一部の「ためし」のみであり、絶命行為じたいは全て牢番頭たちが「行った」と断言しているが(前掲注(3)論文81頁)、少なくとも18世紀前半期については必ずしもそうではない。したがって、紀

- 州藩領民の「眼差し」もこの段階ではそのように評価できるのか否か、留保つきとなろう。公開処刑が未だ一般的ではなかったことも関係していよう。全体として、18世紀前半期以前と19世紀以降の区別、両時期の変化に十分注意すべきではなかろうか。
- (16) 山田「家譜」14727。職については『南紀徳川史』第八巻625頁。
- (17) 『南紀徳川史』第二冊82頁。
- (18) 立ち会った郡奉行上野吉之右衛門(正命)は元禄11年(1698)10月12日に伊都郡奉行となっている。和歌山県立図書館蔵の同家「家譜」1537。
- (19) 元禄10年(1697)大使番、宝永4年(1707)頭役並、同家「家譜」8728。
- (20) 八軒屋は栗栖村の枝郷である(『南紀徳川史』第十巻45頁)が、勤兵衛が栗栖村庄屋か枝郷庄屋かは不詳。
- (21) 吉右衛門の武芸技術と人柄は町奉行所で高く評価され、吉宗藩主時代最末期に御用達・御目付・御奉行・町奉行らを集めた横断組織の「御内証役」に任じられる予定であった。組織したのは御使番山田紋右衛門。以上は拙稿「紀州藩牢番頭仲間の町廻りと内証御用」(『紀州経済史文化史研究所紀要』第29号、2008年)による。藩士切手との共同性は吉右衛門の個性か、職務の時代性か、今後の検討課題としておく。ちなみに、事例8の穢多宿拒否・帯刀咎めの際、吉右衛門は「閉門」を命じられている。閉門は武家への処分方法である。行刑役の位置づけがうかがえる。
- (22) 前掲注(2)拙著の第三章参照のこと。
- (23) 例えば平松義郎『江戸の罪と罰』(平凡社、1988年)46頁。前掲注(3)安竹論文82頁参照。
- (24) 拙稿「近世中期の都市犯罪と社会構造—城下町和歌山の場合—」『近世近代の社会と民衆』所収、1993年。
- (25) 「町廻り口」はその担当者=人をさす。同じ用例は『日記』741頁にもあり。なお「町廻り口_ら甚之丞・庄九郎被申上候」(『日記』326頁)とあるが、これは「町廻り口甚之丞・庄九郎より」云々と読むべきであろう。
- (26) 才領=「宰領」は「昔、荷物を運送する際に、監督のために付き添ってゆくこと」あるいは「多人数が旅行などをする場合に、その取り締まりをする役」(久松潜一『新潮国語辞典』)。『日葡辞書』に「Saireo サイレヤウ(宰領)すなわち、Nimotno qeigo。(荷物の警固)荷物に付き添ってゆく警備人、あるいは番人」とある。
- (27) 文政13年(1830)5月、「町方手先筋」4人の町追放と1人の女房の十里外追放が合わせて実施された。前者の「送り才領ハ町方御組様」、後者の「送り才領者牢番頭介八代宇右衛門」であった(『日記』732頁)。「町方御組様」は町奉行所の組衆

- で、城下町内は管轄内で彼らが「才領」して送り出した。町追放以上の遠隔地追放の場合には牢番頭が追放の才領を行った。本文①では城下町の境目で、両者のバトンタッチが行われた可能性がある。なお、牢番頭が町追放に従事することもあったが、町奉行所役人が直接従事する場合もあった。見干しはこれらの追放原則の上に、移動が公開されたことを指すのであろう。
- (28) 寛延2年(1749)6月21日「見ほしもの、儀町はらい之者ニ候へハ、其方共立合ニハ不及候段、御帳面御くり被成、先例之通ニ被為仰付候に付、見ほしの方へ不罷出候」とある(『日記』702~3頁)。これは斬罪の執行がたてこみ、牢番頭が町会所に出勤できない事情のもとで、追放ではなく「町払い」であったことに基づく町奉行所の判断。追放と町払いの違いについては安竹氏の見解(発言)に学んだ。
- (29) 文政6年「新開入手形控帳二番」[405]の文政9年7月、留吉に関して「太井之瀬渡場迄」「見干申候」とある。
- (30) 「見干し」の理解について、かつて境界外に見えなくなることの意味すると記したが(『日記』解題・解説、829頁)、「干す」を飲み干すの意に解したことによる。本稿では用例を全て検討して、太陽に「乾す」の意で解釈し直した。安竹氏は「見懲し」の転訛として小生の初説を批判されたが、「見懲し」と直結することにも無理がある。
- (31) 前掲注(2)拙著第六章参照のこと。
- (32) 各家株の継承関係は前掲注(2)拙著書第六章図1(244~5頁)参照。
- (33) 享保2年(1717)12月の場合、覆作事のため、苦50枚、大竹10本、小唐竹100文ほど、御蔵縄5包、1間半の杉丸太八本が調達されたが、天気となった。すなわち不要となったが「場所へ出候故、不残頭仲間へ被下」た。「場所」に対する権利関係が存在した。
- (34) 前掲注(2)拙著の第八章参照のこと。長九郎・作右衛門・作介・善七の4人は元禄16年(1703)の「御施行戴候者判形帳」[307]に岡嶋村「借家之者共」としてその名が見える。また八兵衛・長四郎・彦介は宝永元年(1704)奉加帳(『生活』52)にその名が見える。
- (35) 文政11年(1828)の「牢舎名前出入帳」[552]。
- (36) 文政5年(1822)7月4日の「御仕置書付入」[528]、文政4年(1821)とみられる(30)「町中引廻し順書」[518]。
- (37) 享和3年(1803)頃の、年不詳上申書[545]。

追記

本稿は平成24年度科学研究費補助金(基盤研究C(一般))課題番号22520671「近世賤民制解体過程の研究—畿内・近国を中心に—」の研究成果の一部である。